

2025年1月7日

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
医療保険委員会
常務理事 吉野 禎治

福岡市医薬務・衛生推進課から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

◇今回の対象：すべての保険薬局

◇令和7年3月31日(月)までに、前年における総取扱処方箋数を電子申請又は紙による届出の提出をお願いします。

◇電子申請の際、令和6年7月1日の保健所再編による届出書の様式変更に伴い、今年度に限り「前回申請の読み込み」が使用できません。届出者情報等を改めて入力が必要とのことです。

◇「令和6年において業務を行った期間が3ヶ月未満である場合」又は「令和6年における総取扱処方箋数を令和6年において業務を行った日数で割って得た数が40以下である場合」は、届出は不要です。

※電子申請マニュアル等は、福岡市薬剤師会のホームページにも掲載しています。

<https://www.fpa.gr.jp/kaiin/35789/>

(公 印 省 略)
保 医 衛 第 4 1 5 号
令 和 6 年 1 2 月 1 7 日

一般社団法人福岡市薬剤師会長 様

福岡市保健所長 田中 雅人
(医薬務・衛生推進課医薬企画係)

取扱処方箋数の届出について

本市医薬務行政につきましては、特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

薬局における取扱処方箋数につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の13に基づき、毎年3月31日までに前年における総取扱処方箋数を下記のとおり電子申請又は紙により届出いただいているところです。

つきましては、令和6年の取扱処方箋数の届出を、下記のとおり**令和7年3月31日(月)まで**に行っていただきますよう、貴会員に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、電子申請については、処理後の届出書の控を電子データで発行しており、来庁していただくことなく手続きを完結することが可能ですので、積極的にご活用ください。

また「令和6年において業務を行った期間が3ヶ月未満である場合」又は「令和6年における総取扱処方箋数を令和6年において業務を行った日数で割って得た数が40以下である場合」は、届出は不要ですので、念のため申し添えます。

記

届出 方法	○ 電子申請システムによる届出を行う場合 下記サイト（薬局所在地の区の申請フォーム）から届出をお願いします。 （※ インターネット検索エンジンにて「福岡市 処方箋数届」で検索可能です。） 【福岡市ホームページ「取扱処方箋数の届出について」 https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/iyakumu-eisei/health/yakuji/yakkyoku_jigyousha_syohousen.html ○ 紙による届出を行う場合 様式薬 12 号を使用し、福岡市保健所の各衛生課医薬務係へご提出ください。
----------	---

【福岡市保健所 各衛生課連絡先一覧】※昨年度から窓口所在地、電話番号に変更はありません。

提出先	所在地	TEL
東衛生課医薬務係	福岡市東区箱崎二丁目 54 番 27 号	092-645-1081
博多衛生課医薬務係	福岡市博多区博多駅前二丁目 8 番 1 号	092-419-1090
中央衛生課医薬務係	福岡市中央区舞鶴二丁目 5 番 1 号	092-761-7325
南衛生課医薬務係	福岡市南区塩原三丁目 25 番 3 号	092-559-5115
城南衛生課医薬務係	福岡市城南区鳥飼五丁目 2 番 25 号	092-831-4208
早良衛生課医薬務係	福岡市早良区百道一丁目 18 番 18 号	092-851-6567
西衛生課医薬務係	福岡市西区内浜一丁目 4 番 7 号	092-895-7072